

令和 7 年 第 1 回八頭町議会臨時会 提案理由

議案第 1 号

八頭町職員の給与に関する条例の一部改正について

昨年の 12 月 9 日、給与法の改正が閣議決定され、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が、国会において 12 月 17 日に成立しましたので、この度、人事院勧告を尊重し、条例の改正を行おうとするものです。

勧告の主なものを申し上げますと、給料表の改定率は、平均 2.76 パーセントで、初任給をはじめ若年層に重点をおいて改定し、期末・勤勉手当の支給月数につきましては、期末手当の月数を 2.50 月、勤勉手当の 2.10 月分を合わせて、年間 4.60 月となります。

給料表につきましては、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して改定を行い適用するものであります。期末手当は、6 月期及び 12 月期に 1.225 月分を、勤勉手当につきましては、6 月期及び 12 月期に 1.025 月分を支給済みでありますので、引上げ分 0.10 月分については、12 月期を期末手当は 1.225 月から 1.275 月へ、勤勉手当については、1.025 月から 1.075 月に引き上げ、給料表と同じく遡及して改定を行い、適用するものであります。

なお、令和 7 年 4 月 1 日からの施行として、期末・勤勉手当につきましては、引上げ分の 0.10 月分を、6 月期と 12 月期へ均等に配分し、それぞれ 2.30 月となります。また、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る手当の増額、再任用職員に支給する手当の拡大等の改正も併せて行うものです。

議案第 2 号

八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

人事院勧告の主な内容につきましては、議案第 1 号で申し上げたとおりですが、議会の議員につきましても一般職に準じまして、期末手当の支給月数を 0.05 月分引上げるため、条例の改正を行おうとするものです。

期末手当は、6 月期及び 12 月期に 1.70 月を支給済みでありますので、引上げ分 0.05 月分については、12 月期を 1.70 月から 1.75 月に引上げ、令和 6 年 12 月 1 日に遡及して改定を行い、適用するものであります。

なお、引上げ分につきましては、令和 7 年 4 月 1 日施行として、6 月期と 12 月期へ均等に配分し、それぞれ 1.725 月としております。

議案第 3 号

八頭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

先程、提案いたしました議案第 2 号と同様の内容です。

議案第4号

令和6年度八頭町一般会計補正予算（第9号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ、234千円を追加するものです。

歳入は、介護保険特別会計繰入金、234千円、歳出では、人事院勧告に伴います職員給与費等、2,650万円余、民生費は、国民健康保険特別会計繰出金、110万円余、教育費は、船岡地区公民館の消防設備修繕に係る地区公民館総務費、170万円余を追加し、予備費で調整をしております。

議案第5号

令和6年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、118万円を追加しようとするものです。

歳入は、一般会計からの繰入金、118万円、歳出では、人事院勧告に伴います職員給与費等、118万円の増額をするものです。

議案第6号

令和6年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、47万円を追加しようとするものです。

歳入は、一般会計からの繰入金、47万円、歳出では、人事院勧告に伴います職員給与費等、47万円、重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金、23万円余を追加し、予備費で調整をしております。

議案第7号

令和6年度八頭町簡易水道事業会計補正予算（第4号）

今回の補正は、収益的支出に係るものです。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与費、35万円の増額です。

収支不足分につきましては、引継現金により補てんしております。

議案第8号

令和6年度八頭町下水道等事業会計補正予算（第3号）

今回の補正は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の収益的支出に係るものであります。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与費、47万円の増額です。

収支不足分につきましては、引継現金により補てんしております。